

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

新潟県教育委員会

委員長 栗 田 修 行

新潟県教育委員会規則第 5 号

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(課等の設置) 第 7 条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。 (1)～(7) (略) (8) 保健体育課 学校保健係 学校給食係 学校体育指導係 2 (略) (分掌事務) 第 9 条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課～福利課 (略) 義務教育課 (1) 市町村立小・中学校、公立特別支援学校及び 県立幼稚園の教職員（県立学校の事務職員、技 術職員及び用員を除く。次号及び第13条第 1 項、 第 2 項及び第 3 項に規定する学校支援第 1 課の 部第 1 号において同じ。）の定数の決定、任命、 その他の人事に関する事項 (2)～(14) (略) 高等学校教育課～保健体育課 (略)	(課等の設置) 第 7 条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。 (1)～(7) (略) (8) 保健体育課 学校保健係 学校給食係 学校体育指導係__ <u>全国高校総体推進室</u> 2 (略) (分掌事務) 第 9 条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課～福利課 (略) 義務教育課 (1) 市町村立小・中学校、公立特別支援学校及び 県立幼稚園の教職員（県立学校の事務職員、技 術職員及び用員を除く。次号及び第13条第 1 項、 第 2 項及び第 3 項に規定する学校支援第 1 課の 部第 1 号 <u>及び学校支援第 2 課の部第 1 号</u> におい て同じ。）の定数の決定、任命、その他の人事 に関する事項 (2)～(14) (略) 高等学校教育課～保健体育課 (略)

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。